

安全保障法制関連法案に反対し、
そのすみやかな廃案を求める会長声明

当会は、2014年5月26日の会長声明において、時の政府の憲法解釈の変更によって集団的自衛権の行使を容認しようとする動きに強く反対し、立憲主義に基づいて国政が運営されることを強く求めたが、政府は、同年7月1日、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行った。これに対し、当会は、同月24日の会長声明において、同閣議決定に強く抗議し、その撤回を求め、あわせて、関連法令の制定等をしないよう求めた。しかしながら、政府は、当会並びに他の多くの国民の声を無視し、2015年5月15日、集団的自衛権の行使を可能とする安全保障法制関連法案を国会に提出した。

日本国憲法9条の下での集団的自衛権の行使は、歴代の政権によって違憲であると繰り返し答弁され、定着していたものである。それを憲法の拘束を受けるべき政府が閣議決定で変更することは、立憲主義に根本から反する暴挙であって、断じて容認できないものである。

今国会に提出された法案は、わが国への直接の武力攻撃がないことを前提とする「存立危機事態」にも武力行使を可能にするという点、さらには、外国で武力行使を行う他国軍隊等に対し、自衛隊が軍事物資の提供や輸送その他の役務提供等を行うことで、わが国が、他国軍隊等と一体となって海外で戦争等を行うことを可能とする点で、日本国憲法9条に違反することは明白である。

先の戦争への真摯な反省の上に立ち、わが国が戦後育んできた立憲主義と平和主義、そして何より、それらによって確保されるべき基本的人権が、戦後70年を迎えた今、かつてない危機に瀕している。

このような危機を前にして、当会は、基本的人権の擁護を使命とする弁護士会として、立憲主義及び平和主義を守り抜くために、安全保障法制関連法案に強く反対し、国会に対し、そのすみやかな廃案を求めるとともに、重ねて、政府に対し、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回するよう強く求める。

2015年（平成27年）6月25日

大分県弁護士会
会 長 西 畑 修 司